

合併完了の公告

保険契約者その他の債権者 各位

当社は、令和7年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100%出資子会社であるMSK安心ステーション株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。それに伴い、保険業法第166条第1項の規定に基づき、以下のとおり公告いたします。

1. 当社は、保険業法第165条の24第2項の規定に基づき、令和6年11月1日付官報及び同日付電子公告により、当社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述の期限である令和6年12月2日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。
2. 当社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、令和7年1月21日、当社の株主に対して、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会社の商号及び住所を通知いたしましたが、株式買取請求はありませんでした。
3. 本合併の効力発生日
令和7年4月1日
4. 本合併後の当社の本店所在地
東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

以上

令和7年4月1日

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 船曳 真一郎